

## 日本歴史学協会刊行物の著作権について

1. 日本歴史学協会の刊行物（『日本歴史学協会ニュース』、『日本歴史学協会年報』、『日本歴史学協会 50 年史』等）に掲載された論説等の著作権は執筆者に帰属します。ただし、執筆者（著作権者）は著作権法に基づき、本会がその論説等について複製および公衆送信（インターネット上での公開）を行うことを許諾するものとします。『日本歴史学協会年報』等の日本歴史学協会の刊行物に掲載された原稿は、刊行から 1 年後に国立国会図書館デジタルコレクション等での公開を予定しています。なお、寄稿に際しては、第三者の著作権等を侵害、またその名誉を棄損しないように、とくにご留意ください。
2. 執筆者が本会刊行物に掲載された原稿を紙媒体での出版物に転載することは、原則として刊行後 1 年間はお控えください。転載にあたって、本会の事前の許諾は必要ありません。ただし、必ず出典を明記してください。また、転載した刊行物の書誌情報を本会事務局宛（[info@nichireki-kyo.sakura.ne.jp](mailto:info@nichireki-kyo.sakura.ne.jp)）にご通知ください（表記アドレスの@は全角です。送信の際は半角に改めてください）。
3. 執筆者が本会刊行物に掲載された原稿をインターネット上で公開することは、原則として刊行後 1 年間はお控えください。刊行から 1 年後に執筆者が電子媒体で公開する際に、本会の許諾は必要ありません。ただし、必ず出典を明記してください。また、転載した電子媒体の情報（URL 等）を本会事務局宛（[info@nichireki-kyo.sakura.ne.jp](mailto:info@nichireki-kyo.sakura.ne.jp)）に通知ください（表記アドレスの@は全角です。送信の際は半角に改めてください）。

2021 年 7 月 17 日

日本歴史学協会

### 出典記載例

執筆者名「論題」『日本歴史学協会年報』第＝号、刊行年、始頁－終頁。